

和泉市企業版ふるさと納税支援業務 受託候補者募集要項

1. 業務名称

和泉市企業版ふるさと納税支援業務

2. 業務の詳細

別紙仕様書のとおり

3. 受託候補者の選定

本要項に定める提出書類を提出し、申込資格を満たすと和泉市に認められた者のうち複数者を本業務の受託候補者として選定する。

受託候補者は和泉市と協議の上、本業務にかかる契約を締結することができる。

4. 受託候補者募集期間

令和7年4月23日（水）から令和7年5月30日（金）17時まで

5. 申込資格

申込時点で以下の要件を全て満たしている者

- (1) 和泉市における令和6・7年度入札参加資格（登録区分は問わない）の認定を受けている者又は、認定を有していない者で、6. 提出書類（2）に掲げる書類を提出できる者であること。
- (2) 申請受付日において、和泉市入札参加有資格業者指名停止要綱（平成17年4月28日制定）に基づく指名停止又は指名回避措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 大阪府において、法令違反を理由として、入札等参加停止措置を受けていないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更正手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者でないこと。
- (6) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、地方公共団体の契約からの排除要請があり、当該状態が継続している等請負者として不適当と認められる者及び和泉市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年6月制定）に基づく入札等除外者でないこと。
- (7) 法人格を有する団体であること。

- (8) 法人として、2年以上の活動実績を有すること。
- (9) 本業務の遂行にあたり、十分な業務遂行能力を有し、和泉市の要請に応じて迅速かつ円滑に対応できる体制を整えていること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に申込要件を定めたときは、その要件を満たすこと。

6. 提出書類

- (1) 申込書（様式1）
- (2) 和泉市入札参加資格の認定を有していない場合の提出書類
 - ①履歴事項全部証明書の写し
 - ②国税の納税証明書「その3の3」の写し（発効後3か月を超えないもの）
 - ③直近1期分の財務諸表（損益計算書及び貸借対照表）の写し
 - ④暴力団排除に関する誓約書（様式2）
 - ⑤会社パンフレット等会社概要がわかるもの（ホームページURL可）

7. 提出先及び提出方法

受託候補者募集期間内に電子メールにて下記メールアドレスに提出書類のデータを添付して提出すること。

メールの件名は「【会社名】企業版ふるさと納税支援業務受託候補者募集申込」とし、メールのデータサイズが10メガバイトを超える場合は分割又はファイルストレージサービスを利用して送信すること。

提出先メールアドレス：seisaku@city.osaka-izumi.lg.jp

和泉市 市長公室 政策企画室 宛

8. 審査及び契約に関する事項

- (1) 書類審査
随時、市長公室政策企画室が申込資格を満たしているかを審査する。
- (2) 審査結果通知
審査の日から14日以内に、申込者へメールにより通知する。
- (3) 契約日
審査完了後、申込資格を満たしている者と随時契約する。

9. 失格事項

申込者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 申込資格の要件を満たさない場合

- (2) 提出書類に事実と異なる記載があった場合
- (3) 寄附を行うことの代償として、寄附を行った企業に経済的利益を供与した場合
- (4) その他公正を欠いた行為があったと和泉市が認定した場合

10. その他

- (1) 申込書等の作成及び提出等に要する経費は、すべて申込者の負担とする。
- (2) 提出された全ての書類は、受託候補者の審査事務以外には使用しない。
- (3) 提出された申込書等の審査内容、審査経過については公表しない。
- (4) 選定結果についての異議申立は一切受け付けない。
- (5) 検討すべき事情が発生した場合は、別途協議を行う。

11. 問い合わせ先

和泉市市長公室政策企画室

〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号

電話番号 0725-99-8102 メールアドレス seisaku@city.osaka-izumi.lg.jp